■ 案 件 名	志免町安全安心まちづくり条例(案)
■ 意見募集期間	平成21年12月28日~平成22年1月20日

■ 提出された意見とそれに対する町の考え方

【意見1】

- ・触法的あるいは脱法的な開発事業活動に対する規制を定めて頂きたい。
- ・河川 (宇美川) 及び内水路の洪水または崖くずれなど災害予防策の一つと して、住民等からの通報制度について規程を設けて頂きたい。
- ・ごみやペットもマナー問題について可能な限りの規程を定めて頂きたい。
- ・地域における高齢者、障害者、子どもの見守り・支援など、地域でお互いが支え合う生活環境づくりについて、平素、住民が心掛ける「さりげない思いやり」という、「安心」のための「努力規程」を設けて頂きたい。

この条例は、名称のとおり、防犯目的はもちろん、広く「町民の誰もが、 安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現する」町政の全般的な 観点から、環境保全・防災・福祉問題など総合的に、規程が盛り込まれる よう望みます。

【考え方】

町として、「安全・安心」について、防犯対策のほか災害対策、交通安全、環境汚染、テロ防止に至るまで広範にわたりますが、福岡県安全安心まちづくり条例を模範とし、街頭犯罪等を中心とした町民に身近な犯罪を如何に防止できるのか、このような犯罪が発生しにくい環境を如何に創造していくのかといった視点に基づいて検討を行いました。そこで、生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心してくらすことができる地域社会の形成を目指すものとして、粕屋警察署管内の粕屋地区1市7町で一斉に条例を制定することで、さらに警察・町・町民等が連携、協力して取り組むことができるのではないかと考えています。

■ 所管課名

生活環境課